

## 訪問看護利用料金表(要介護1～5)

### <1割負担の場合>

訪問回ごとに算定	所要時間	20分未満	保健師・看護師	料金
		30分未満	保健師・看護師	314円
		30分以上60分未満	保健師・看護師	471円
		60分以上90分未満	保健師・看護師	823円
	「注1」准看護師は90/100で算出。1円未満の端数については四捨五入となります。			1,128円
「注2」早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）の場合		25/100を加算		
深夜（午後10時～午前6時まで）の場合		50/100を		
加算項目	内 容		料 金	
	サービス提供体制強化加算Ⅰ		6円	
	同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合			
	複数名訪問看護加算	30分未満	254円	
		30分以上	402円	
月1回	長時間訪問看護加算	特別な管理を要する利用者に 90分を超える訪問を行った場合	300円	
該当月のみ	加 算 項 目		内 容	料 金
	特別管理加算（Ⅰ）	特別な管理が必要な状態*1		500円
	特別管理加算（Ⅱ）	特別な管理が必要な状態*2		250円
	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）契約者のみ			574円
	看護体制強化加算（Ⅱ）			200円
	初回加算（Ⅰ）	退院当日に初回の訪問看護の提供を行った場合に算定		350円
	初回加算（Ⅱ）	退院日以外に初回の訪問看護を行った、もしくは過去2ヶ月において訪問看護を受けていない場合等に算定		300円
	退院時共同指導加算	退院時に共同で療養指導を実施した場合に算定		600円
	口腔連携強化加算	歯科医師等と口腔の状態を連携した場合に算定		50円
	ターミナルケア加算	終末期の看護を実施した場合に算定		2,500円

### ◎介護保険対象外のご利用料金(税別)

訪問看護時間延長料 (90分を超えての訪問看護)	30分毎	4,710円
永眠時の処置料		10,000円

#### \* 1 特別な管理が必要な状態

在宅悪性腫瘍患者管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態  
気管カニューレ若しくは、留置カテーテルを使用している状態

#### \* 2 特別な管理が必要な状態

- (1) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素指導管理  
在宅中心静脈栄養法指導管理料、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理  
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理  
を受けている患者
- (2) 人工肛門又は、人工膀胱を設置している状態
- (3) 真皮を超える褥瘡の状態
- (4) 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

### ◎介護保険負担割合証にて1割から3割負担となります

### ◎交通費は不要です

### ◎訪問看護指示書料金が、別途、病院等より請求があります